

守谷市水稻病虫害防除薬剤補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、水稻病虫害の防除対策として、水稻病虫害防除薬剤補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、稲作農家及び稲作を行う農業団体（以下「稲作農家等」という。）の経営の安定及び良質米の生産を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水稻作付面積 主食用の水稻を作付けした面積

(2) 生産目標面積 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項に規定する生産出荷団体等から同条第2項第1号に規定する生産数量目標に応じて配分を受けた作付け可能面積

(補助金の交付)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、稲作農家等が購入した水稻病虫害防除薬剤の購入費の一部を補助するものとする。

(補助対象)

第4条 補助対象者は、市内に住所（団体にあっては事務所又は事業所）を有する稲作農家等であって、水稻作付面積が生産目標面積を超えないものとする。

2 補助対象面積は、稲作農家等が、主食用米，加工用米，飼料用米及び稲発酵粗飼料用米を作付した面積とする。ただし、青刈り稲の分の面積は含まないものとする。

3 補助対象薬剤は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の規定により登録されている農薬であって、水稻初期病虫害防除としてヒメトビウンカ又はウンカ類に登録されている育苗箱用薬剤とする。

4 補助対象薬剤量は、補助対象薬剤ごとに定められている使用基準を基に、10アール当たり育苗箱20箱分として補助対象面積に応じて算定した薬剤の量とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする稲作農家等は、水稻病虫害防除薬剤補助金交付申請書（様式第1号）に納品書（購入農薬名及び数量の記載があるものとする。）及び領収書又はこれらの写しを添えて、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、茨城みなみ農業協同組合（以下「農協」という。）は、農協から補助対象薬剤を購入した者（以下「購入者」という。）に係る補助金について、当該購入者から委任を受けた場合は、当該購入者に代わり、一括して申請することができるものとする。この場合において、農協は、前項の納品書及び領収書又はこれらの写しに代えて、購入者名並びに、購入日、購入薬剤名及び購入数量が分かる書類を市長に提出するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第4条第4項の補助対象薬剤量を薬剤の1容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装。以下同じ。）当たりの量で除した数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）に、当該薬剤の1容器当たりの単価（消費税を除く。以下同じ。）を乗じて得た額に10分の2を乗じて得た額とする。

- 2 前項の単価は、稲作農家等が補助対象薬剤を購入した日における当該薬剤の農協の販売単価又は当該稲作農家等が当該薬剤を購入した単価のいずれか低い単価とする。

- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、現地調査等を行い、その結果を水稻病虫害防除薬剤補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により交付申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 第5条の申請を行った者は、前条により補助金の交付が決定されたときは、速やかに水稻病虫害防除薬剤補助金請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、その旨を守谷市水稻病虫害防除薬剤補助金決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2）前号のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この告示は、平成29年2月22日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

守谷市水稻病虫害防除薬剤補助金交付申請書

年 月 日

守谷市長

宛て

申請者 住所

氏名
電話番号

印

補助金の交付を受けたいので，次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （１）納品書又はその写し
- （２）領収書又はその写し
- （３）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

守谷市水稻病虫害防除薬剤補助金交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日 号

様

守谷市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金については、
次のとおり決定したので、通知します。

1 交付します。

交付決定額 円

2 交付しません。

理由

様式第3号（第8条関係）

守谷市水稻病虫害防除薬剤補助金請求書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所

氏名 印
電話番号

年 月 日付け守谷発第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	() 銀行・農協・信用金庫・信用組合		
	() 本店・支店・本所・支所		
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第4号（第9条関係）

守谷市水稻病虫害防除薬剤補助金決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

守谷市長 印

年 月 日付け第 号で決定した水稻病虫害防除薬剤補助金の交付を取り消したので、通知します。

1 取消し額 円

2 取り消しの理由